

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書の記載について

### 【前提】

- ・会計年度：平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ・会計年度末日における総資産：8億円

#### (例1)

- 医療法人A関係事業者である理事長W氏（医師）と平成30年4月1日に金銭消費貸借契約を締結し、2,000万円を借り入れた。（元本返済期日5年後、期日一括返済）
- 平成31年3月31日における借入金残高は2,000万円。

### ■医療法施行規則第32条の6二号に該当するか否か

#### (1) ニに該当するか

- 負債の総額が総資産の1%以上（借入金残高2,000万円 > 8億円 × 1%）
  - 負債の総額が1,000万円以上（借入金残高2,000万円 > 1,000万円）
- ⇒該当する。

#### (2) ホに該当するか

- 取引の総額が1,000万円以上（金銭の借入2,000万円 > 1,000万円）
  - 当該取引の総額が総資産の1%以上（取引総額2,000万円 > 8億円 × 1%）
- ⇒該当する。

### ■記載例

◇個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	W	医師	当法人理事長	金銭の借入	20,000千円	長期借入金	20,000千円

(例2)

○医療法人Bは関係事業者である理事長X氏（医師）と平成29年4月1日に金銭消費貸借契約を締結し、2,000万円を借り入れた。

○平成30年9月30日に2,000万円を約定返済。

○平成31年3月31日における借入金残高なし。

■医療法施行規則第32条の6二号に該当するか否か

(1) ニに該当するか

⇒負債の残高はないため**該当しない**。

(2) ホに該当するか

➤ 取引の総額が1,000万円以上（借入金の返済2,000万円>1,000万円）

➤ 当該取引の総額が総資産の1%以上（取引総額2,000万円>8億円×1%）

⇒**該当する**。

■記載例

◇個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	X	医師	当法人理事長	借入金の約定返済	20,000千円	-	-

(例3)

○医療法人Cは関係事業者である理事長Y氏（医師）と平成30年4月1日に金銭消費貸借契約を締結し、500万円を借り入れた。

○また理事長Y氏と平成31年3月31日に土地売買契約を締結し、900万円で土地を購入した（代金はすべて未払）。

○平成31年3月31日におけるY氏に対する借入金残高500万円、未払金900万円。

■医療法施行規則第32条の6二号に該当するか否か

(1) ニに該当するか

・金銭の借入取引

➤ 負債の総額が総資産の1%以下（借入金残高500万円 $<$ 8億円 $\times$ 1%）

➤ 負債の総額が1,000万円以下（借入金残高500万円 $<$ 1,000万円）

⇒該当しない。

・土地の購入取引

➤ 負債の総額が総資産の1%以上（未払金残高900万円 $>$ 8億円 $\times$ 1%）

➤ 負債の総額が1,000万円以下（未払金残高900万円 $<$ 1,000万円）

⇒該当しない。

(2) ホに該当するか

・金銭の借入取引

➤ 取引の総額が1,000万円以下（金銭の借入500万円 $<$ 1,000万円）

➤ 当該取引の総額が総資産の1%以下（取引総額500万円 $<$ 8億円 $\times$ 1%）

⇒該当しない。

・土地の購入取引

➤ 取引の総額が1,000万円以下（土地の購入900万円 $<$ 1,000万円）

➤ 当該取引の総額が総資産の1%以上（取引総額900万 $>$ 8億円 $\times$ 1%）

⇒該当しない。

※基準に該当する取引か否かは原則として契約単位に基づいて判断する。

■記載例

基準に該当しないため、記載はなし

(例4)

○医療法人Dは関係事業者である理事Z氏(医師)に対し平成30年9月30日に事業譲渡契約を締結し、診療所事業を500万円で譲渡した。

○診療所事業は資産1,200万円、負債700万円であった。

○譲渡代金の500万円はすべて入金済みである。

(1) ニに該当するか

⇒資産、負債の残高はないため**該当しない**。

(2) ホに該当するか

➤ 取引の総額が1,000万円以下(事業譲渡代金500万円<1,000万円)

➤ 当該取引の総額が総資産の1%以下(事業譲渡取引総額500万円<8億円×1%)

⇒**該当しない**。

(3) ヘに該当するか

➤ 譲渡資産又は譲渡負債の総額のいずれか大きい額が1,000万円以上(譲渡資産1,200万円>1,000万円)

➤ 譲渡資産の総額が総資産の1%以上(譲渡資産1,200万円>総資産8億円×1%)

⇒**該当する**。

## ■記載例

◇個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	Z	医師	当法人理事	診療所事業の譲渡	譲渡金額5,000千円 (譲渡資産12,000千円、譲渡負債7,000千円)	-	-